

マレーシア

商標規則

2001年PU(A)228により改正

2001年8月1日施行

目次

第 I 部 序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 解釈
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 5 分類

第 II 部 書類

- 規則 6 書類のサイズ等
- 規則 7 書類への署名
- 規則 8 書類の送付
- 規則 9 住所
- 規則 10 送達の宛先

第 III 部 代理人

- 規則 11 代理人
- 規則 12 代理人の登録

第 IV 部 登録可能な商標

- 規則 13 法による登録制限の対象となる商標
- 規則 13A 商標登録が許されない場合
- 規則 13B 周知商標の基準
- 規則 14 王室の紋章等
- 規則 15 都市の紋章等
- 規則 16 商標に含まれる商品又はサービスの記述
- 規則 17 予備的助言
- 規則 17A 調査請求

第 V 部 登録出願

- 規則 18 出願様式
- 規則 19 商標の表示
- 規則 20 表示の充分性
- 規則 21 商標表示が困難なケース
- 規則 22 連続商標
- 規則 23 翻字及び翻訳

規則 24 出願の補正

第 VI 部 商標登録出願受領時の手続

規則 25 調査

規則 26 登録官による認容

規則 27 登録官による拒絶

規則 28 条件付き認容

規則 29 登録官の決定

第 VII 部 証明商標

規則 30 証明商標の登録出願

規則 31 事情と規約草案

第 VIII 部 防護商標

規則 32 防護商標の登録出願

第 IX 部 出願の公告

規則 33 登録出願

規則 34 公告のための商標

規則 35 連続商標の公告

規則 36 修正についての公告

第 X 部 登録に対する異議申立

規則 37 異議申立

規則 38 申立の内容

規則 39 答弁書

規則 40 異議申立を支持する証拠

規則 41 出願を支持する証拠

規則 42 反証

規則 43 追加証拠

規則 44 付随証拠

規則 45 期間延長

規則 46 追加陳述書

規則 47 登録官の決定

規則 48 費用の担保

規則 49 争いのない場合の手続費用

規則 50 証明商標に対する異議申立

規則 51 登録された証明商標に関する規約の変更に対する異議申立

第 XI 部 登録と更新

規則 52 登録簿への記入

- 規則 53 12 月以内に完了されない登録
- 規則 54 連合商標
- 規則 55 登録前の出願人の死亡
- 規則 56 登録証
- 規則 57 登録の更新
- 規則 58 更新前通知
- 規則 59 満了後更新
- 規則 60 登録の抹消と回復
- 規則 61 抹消の記録
- 規則 62 更新及び効力回復の通知と公告

第 XII 部 譲渡及び移転

- 規則 63 商標権承継人の記入申請
- 規則 64 記載すべき事項
- 規則 65 権原の証拠
- 規則 66 営業権を伴わない商標の譲渡
- 規則 67 登録簿への譲渡の記入
- 規則 68 部分的譲渡
- 規則 69 予定される譲渡又は移転

第 XIII 部 登録簿の変更

- 規則 70 住所の変更
- 規則 71 登録所有者又は登録使用者による記入，その抹消若しくは変更の請求
- 規則 72 変更の証拠
- 規則 73 一定の場合における公告
- 規則 74 裁判所への申立
- 規則 75 裁判所の命令
- 規則 76 有効性証書
- 規則 77 登録商標の変更
- 規則 78 決定前の公告
- 規則 79 変更された商標の公告

第 XIV 部 登録使用者

- 規則 80 登録使用者の記入請求
- 規則 81 登録使用者の記入
- 規則 82 登録使用者の記入の変更と抹消
- 規則 83 登録の効力満了と抹消

第 XIVA 部 輸入規制

- 規則 83A 偽造商標商品の輸入の差止

第 XV 部 補充規定

規則 84 期間の延長

規則 85 非就業日

規則 86 聴聞の請求

規則 87 証拠提出の免除

規則 88 書類の補正

規則 89 登録官による証明書

規則 90 法定宣言書

第 XVI 部 廃止及び移行規定

規則 91 廃止

規則 92 適用除外

第 I 部 序

規則 1 引用及び施行

本規則は 1997 年商標規則として引用することができ、1997 年 12 月 1 日から施行する。

規則 2 解釈

本規則においては、文脈上別段の解釈を必要としない限り、

「代理人」とは、適正に授権され、登録官が承認する代理人を意味する。

「局」とは、マレーシア商標法(以下「商標法」と称する)第 5 条に基づき設置される中央商標登録局又は地方商標登録局を意味する。

規則 3 手数料

商標法及び本規則に従って納付されるべき諸手数料は附則 1 に定める。

規則 4 様式

(1) 本規則にいう様式とは、附則 2 に記載されている各様式を意味する。

(2) 各様式は、それらが適用されるすべての場合に使用しなければならない。

規則 5 分類

商標の登録及び登録使用者の登録との関係で、商品及びサービスは附則 3 に定めるところに従って分類される。

第 II 部 書類

規則 6 書類のサイズ等

登録官の発する他の指示に従うことを条件として、すべての願書、通知書、答弁書、表示を伴う書類、その他商標法又は本規則に基づき登録官に提出し若しくは送付することを要する諸書類は ISO A4 サイズとし、左端に 4cm 以上の余白を設けるものとする。

規則 7 書類への署名

(1) 規則 10(3)及び規則 11 の規定に従うことを条件として、局に提出すべき書類及び様式で署名を要するものは、それぞれ次の者の署名が付されなければならない。

- (a) 個人の書類の場合は、当該書類の主体である個人
- (b) パートナースHIPの書類の場合は、すべてのパートナーか又はすべてのパートナーを代表して署名することを明らかにして付される代表パートナー
- (c) パートナースHIP以外の人の団体の場合はその秘書役、又は登録官がその団体を代表して署名する権限を有する者と認めるその他の者、又は
- (d) 会社の場合は、その秘書役、取締役又はその他の適正に授権された署名権者

(2) パートナースHIPを代表して提出される書類には、パートナー全員の完全な名称が記載されなければならない。この要件に欠ける場合は、登録官は、その修正を要求することができ、かかる記載が完全に修正されるまで、当該書類が関係する事項についての処理を停止することができる。

規則 8 書類の送付

(1) 願書、通知書、陳述書、表示を伴う書類、その他商標法又は本規則に基づき局において又は局に対して作成、提出若しくは送付することを許可若しくは要請されている諸書類はすべて、郵便によって送ることができる。

(2) 前項に従い送られた願書又はその他の書類は何れも、当該書類が局において受け取られた時に受理されたとみなされるものとする。

規則 9 住所

ある者が、商標法又は本規則により、登録官に自己の住所を届け出ることを要求される場合は、届け出られる住所は、すべての場合において、その者の営業所又は事業所が容易に見出し得るようできる限り詳しく記載されなければならない。

規則 10 送達の宛先

(1) マレーシア国内に居住せずまたマレーシア国内において事業も行っていない出願人、異議申立人、登録商標所有者又は登録使用者は、マレーシア国内において送達を受けるための住所を様式 TM1 において届け出るものとし、かかる住所は問題の事項に係るすべての関係においてその者の現実の住所として取り扱われるものとする。

(2) 前項にいう者以外の出願人、異議申立人、登録商標所有者又は登録使用者は何れも、望む場合は、マレーシア国内で送達を受けるための住所を様式 TM1 において届け出ることができる。

(3) 規則7の規定に従うことを条件として、本規則に基づいて提出された様式 TM1 による届出書には、適正に授権された代理人が署名することができる。ただし、登録官が要求する場合は、それぞれの場合に応じて、出願人、異議申立人、登録所有者又は登録使用者の署名が付されなければならない。

(4) 送達を受けるための住所が商標登録局に届け出られていない場合は、登録官は、問題の事項に係る一切の関係において、関係人のマレーシアにおける事業所の住所(あれば)をその者についての送達宛先として取り扱うことができる。

(5) ある者が届け出た住所又は登録官がある者の送達宛先として取り扱う住所に宛てて送られたその者宛ての一切の通知書は、適正に送達されたものとみなされる。

(6) 登録官は、登録簿に記入されている送達宛先の現在における適切性に疑問がある場合はいつでも、その主体である者の登録簿に記入された事業所住所に宛てて通知書を送ることにより、当該住所が現在も正しいものであることを確認するか又は別の正しい宛先を様式 TM1 により届け出るよう求めることができる。かかる要求後2月以内に登録官が現行住所の適切性の確認又は正しい送達宛先の届出を受け取らない場合は、登録官は登録簿記入の送達宛先を抹消することができる。

第 III 部 代理人

規則 11 代理人

- (1) 商標法又は本規則に別段の規定が置かれている場合を除いて、
- (a) 登録官に対して行い又は提出することが要求若しくは許容されている一切の出願、請求又は通知、
 - (b) 出願人又はそのような請求をし若しくは通知を行う者と登録官の間になされるその他一切の連絡、及び
 - (c) 商標の登録所有者若しくは登録使用者と登録官その他の者との間の他の一切の連絡は、代理人により又は代理人を通じて署名し、行い、又は提出することができる。ただし、登録官は、
 - (aa) 如何なる場合においても、出願人、異議申立人、登録所有者、登録使用者又はその他の者自身の署名又は出頭を要求し、また
 - (bb) 代理人に通知書を送ることにより、自己の代理権を証明する証拠を提出するよう要求することができる。
- (2) 登録官への手続の当事者が、初めて代理人を任命し又は既存の代理人に代えて別の代理人を任命した場合は、かかる代理人は、当該手続において本人である当事者を代理して行為する最初の機会の前に登録官に対して TM1 の様式による代理人届けを提出しなければならない。
- (3) 何人も、1 の商標に関して、自己を代理して行為する代理人を複数名任命することは、それが同一の事務を対象としているか別個の事務を対象としているかに拘らず許されない。1 の商標に関して、複数名の代理人に登録されている場合は、登録官は、最後に登録された代理人のみを適正に授権された代理人として扱うものとする。
- (4) 登録官は、規則 12 の規定の下に作成され保管されているマレーシア商標代理人登録簿に現在登録されていない者を代理人として認めてはならない。

規則 12 代理人の登録

- (1) 登録官は、商標代理人登録簿を作成し保管するものとする。
- (2) 商標代理人としての登録を求める者は、所定の手数料を納付して登録官に TM2 の様式による申請書を提出しなければならない。
- (3) 商標代理人登録簿への登録を受けるためには、登録希望者はマレーシア国内に住所を有するか若しくは居住する者であるか、又はマレーシア国内に主たる事業所を有する者であり、かつ、次について登録官を納得させなければならない。
- (a) 1983 年特許法に基づき制定された規則に従って作成され保管されている特許代理人登録簿に登録されていること
 - (b) マレーシア国内でのみ開業している法廷弁護士及び事務弁護士であること
 - (c) 何らかの専門分野における認定学位を有すると共に、工業所有権分野における少なくとも 3 年の経験を有する者であること
 - (d) 局に雇用されていたことにより、工業所有権分野における少なくとも 7 年の経験を有する者であること、又は
 - (e) 1997 年商標規則が施行される前に、登録官の承認する商標代理人として行為した経験を

有する者であること

- (4) 登録官は、過去に登録に係る犯罪又は詐欺若しくは背任に係る犯罪で有罪判決を受けたことのある者を代理人として登録してはならない。
- (5) 登録官は、申請人が商標代理人登録簿への登録を受ける資格を有すると認める場合は、その者を、その年の12月31日までを有効期間として商標代理人登録簿に登録する。
- (6) 商標代理人は、次の場合は、商標代理人登録簿の登録を抹消されるものとする。
 - (a) もはやマレーシア国内に居住せずまたマレーシア国内に主たる事業所も有さない場合
 - (b) 登録に関する犯罪又は詐欺若しくは背任に関する犯罪により有罪判決を受けた場合
 - (c) 免責未決済破産者である場合、又は
 - (d) 特許代理人登録簿又は弁護士名簿からの抹消処分を受け資格を回復していないか、又はかかる登録簿若しくは名簿記載資格を一時停止されている場合
- (7) 商標代理人としての登録の更新の申請は、各年の1月31日までに、所定の手数料を納付して様式 TM3 により登録官に対してなされるものとする。
- (8) 登録官は、(3)及び(4)の要件が満たされていると判断する場合は、その年の12月31日までを有効期間として商標代理人の登録を更新するものとする。

第 IV 部 登録可能な商標

規則 13 法による登録制限の対象となる商標

(1) 登録官は、次の何れかの表現若しくは表示を伴っている商標の登録出願を拒絶しなければならない。

(a) 「この贋作は偽造罪を構成する」、「登録商標」、「登録サービスマーク」、又は何れかの言語によるこれらと類似の表現

(b) 「ブンガ・ラヤ(Bunga Raya)」の語とハイビスカスの表示、又はそのもっともらしい模倣

(c) 国王である Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong を示す表示又は語、又はそのもっともらしい模倣

(d) 王宮、又は連邦政府、州政府若しくは他の何らかの政府所有の建物の何れかの表示、又はそのもっともらしい模倣

(e) ASEAN の語、ASEAN のロゴタイプの表示、又はそのもっともらしい模倣、又は

(f) 「赤新月社(Red Crescent)」、「ジュネーブ赤十字(Geneva Cross)」の語、赤色で書かれた赤新月社、ジュネーブ赤十字又はその他の赤十字の表示、赤字に白若しくは銀色で書かれたスイス連邦赤十字の表示、又は類似の 1 若しくは複数の色彩で表されたそれらの表示

(2) 登録が求められている商標中に、(1) (f) にいうもの以外で何らかの色彩における三日月若しくは十字の表示が含まれている場合は、登録官は、出願人に対して、出願認容の条件として、赤色での又は赤字に白若しくは銀色、又はその他類似の 1 若しくは複数の色彩での三日月若しくは十字を使用しないことを約束するよう求めることができる。

規則 13A 商標登録が許されない場合

登録官は、次の場合は、商標又は商標の一部を登録してはならない。

(a) 商標又はその一部が、マレーシアで登録済みか否かを問わず、既に当該登録出願人以外の者に属する商標としてマレーシアで周知であるとマレーシアの所轄当局が認める商標と同一か若しくは混同を生じさせる程類似しているか又はかかる商標の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品若しくはサービスに使用される場合

(b) 商標又は商標の一部が、当該商標登録出願の対象とされるものと類似のものか否かを問わず、何らかの商品若しくはサービスに関してマレーシアで登録されており規則 13B の規定の下に周知と認められる商標と同一か若しくは混同を生じさせる程類似しているか又はかかる商標の翻訳である場合において、当該対象商品若しくはサービスについての使用がそれら商品若しくはサービスと既登録商標の所有者との関係を推測させ、当該使用によってかかる既登録商標の所有者の利益を害する虞が存在するとき

(c) 商標又は商標の一部が、対象の商品若しくはサービスの性質、品質、特性若しくは地理的起源に関して公衆の誤解を生じさせる虞がある場合

(d) 商標又は商標の一部が、ワインの産地としての地理的名称を含むか若しくはかかる名称で構成されているワイン関係商標であるか又はその他の酒類の産地としての地理的名称を含むか若しくはかかる名称で構成されている酒類関係商標であるが、かかる地理的名称の示す地を生産地としていないために、公衆に誤解を生じさせる虞がある場合

規則 13B 周知商標の基準

商標が周知か否かを決定する際には、次の諸事項を考慮することができる。

- (a) 関係範囲の公衆の間での当該商標の認知度
- (b) 当該商標が使用されている期間、地理的範囲及びその具体的領域
- (c) 当該商標が使用される商品若しくはサービスの見本市若しくは博覧会で行われている、宣伝と広告を含む販売促進活動での当該商標の使用の期間、地理的範囲及びその具体的領域
- (d) 当該商標が登録されている又は登録出願がなされている期間、地理的範囲及びその具体的領域(それらが当該商標の使用度及び認知度を反映する限りにおいて)
- (e) 当該商標の権利を守るための強制手段が過去において成功した記録、特に当該商標が所轄当局によって周知と認められた程度、及び
- (f) 当該商標に関連する価値

規則 14 王室の紋章等

次の要素を含む商標については、登録出願を行うことができない。

- (a) 王室又は帝国の紋章、頂飾り、紋飾り若しくは勲章の図柄、題銘若しくはその記述、又はこれらのものと極めて類似しており混同を生じる虞のあるもの
- (b) 王室若しくは帝国の冠又は王室、帝国又は国家の旗の図柄、題銘若しくはその記述
- (c) マレーシア陸軍、王立マレーシア海軍、王立マレーシア空軍若しくは王立マレーシア警察の頂飾り、紋飾り若しくは勲章の図柄、題銘若しくは記述、又はそれらと極めて類似しており混同を生じさせる虞のあるもの

規則 15 都市の紋章等

国際組織、国、都市、郡、町、行政区、共同体、会社、機関又は人の名称、略称、紋飾り、勲章、階級章、装飾若しくは旗が商標の要素となっている場合は、登録官は、登録官においてかかるものを使用を許可する権限を有すると認める官吏その他の者の同意書が提出されない限り、当該商標登録を認容するか拒絶するかの審査を行わない。

規則 16 商標に含まれる商品又はサービスの記述

(1) 商品に関する商標中に当該商品の名称若しくは説明が含まれている場合、又はサービスに関する商標中に当該サービスの名称若しくは説明が含まれている場合は、登録官は、場合に応じ、そのように名称又は記述を与えられた商品若しくはサービス以外の商品又はサービスについての当該商標の登録を拒絶することができる。

(2) 商品に関する商標中に当該商品の名称若しくは説明が含まれている場合、又はサービスに関する商標中に当該サービスの名称若しくは説明が含まれている場合、かつ、その何れかの場合においてそれら名称又は説明が変えられて使われる場合は、登録官は、出願人が願書において、当該名称若しくは記述は、その商標が名称又は説明を与えられた商品若しくはサービス以外に指定して保護される商品又はサービスに使用される場合は、商標に付される名称又は説明が変えられることを明記しない限り、場合に応じ、当該商品若しくはサービス及びそれら以外の商品若しくはサービスに関してその商標を拒絶するか認容するかの審査を行わない。

規則 17 予備的助言

(1) 商品若しくはサービスに関する商標の登録を出願しようとする者は、登録官に対して、当該商標の複製を伴った様式 TM4 の書面により、当該商標が対象の商品若しくはサービスに関して商標法第 10 条の意味における固有の識別性を有していると登録官にとって一応推定されるか否かの助言を求めることができる。

(2) 附則 3 に掲げられている類の内複数の類に含まれるいくつかの商品若しくはサービスを対象とする場合は、類ごとに別の登録出願がなされなければならない。

(3) 登録官が登録出願の不認容の判断を通知した場合に、当該出願に関して出願人が既に納付した手数料の返還を受けるためには、商標法第 73 条(3)に基づく書面による出願取下の届けが登録官の不認容通知の受領日から 1 月以内に提出されなければならない。

規則 17A 調査請求

何人も、附則 3 に掲げられている類中のある 1 つの類に含まれる特定の商品若しくはサービスに関して、ある商標に類似する商標が調査日現在において既に登録されているかの調査を、当該商標の複製を添付した様式 TM4A の書面により登録官に対して請求することができる。かかる請求を受けた場合は、登録官は求められた調査を行い、その結果を調査請求人に知らせなければならない。

第 V 部 登録出願

規則 18 出願様式

(1) 商標、証明商標又は防護商標の登録の出願は、様式 TM5 の書面で行い、所定の手数料を納付すると共に、5 通の出願の写しが添付されなければならない。

(2) 出願は、附則 3 に掲げる各類の 1 つに属する商品若しくはサービス別に行うものとし、同一の商標の登録出願を複数の類に渡る商品又はサービスについて行う場合は、類ごとに別個独立の出願がなされたものとして取り扱われるものとする。

(3) 1 つの類に属する商品若しくはサービスのすべてについて又は非常に多様に渡る商品若しくはサービスについて 1 つの商標登録出願がなされた場合は、登録官は、そのような指定がその出願人が現に行っている当該商標の使用状況、又はそれが登録された際における当該商標の使用予定に照らして正当化されると認められない限り、当該商標出願を拒絶することができる。

規則 19 商標の表示

(1) 登録出願される商標は願書の指定個所に貼付されなければならない。ただし、商標が願書の指定個所のスペースに収まらない場合は、丈夫な材質の地に商標を表示してそれを願書に添えなければならない。

(2) 登録官は、商標が時間的経過に耐えてその特徴を保全するのに十分でない地に表示されていると判断する場合は、出願人に対して、登録官が指定する媒体の上に商標を表示したものを更に提出するよう要求することができる。

規則 20 表示の十分性

出願に際し呈示される商標は明確性及び耐久性を備えたものでなければならず、かかる点において不十分であると認められる場合は、登録官はいつでも、十分な明確性と耐久性を備えた代替の商標を提出するよう求めることができ、そのような商標が提出されるまで出願の審査を停止することができる。

規則 21 商標表示が困難なケース

(1) 規則 19 に従って商標を表示することができない場合は、登録官の同意を得ることを条件として、適当な実物大又は縮尺による当該商標の見本若しくは複製を提出することができる。

(2) (1) の規定に従って提出された見本又は複製は、登録官が保管し公衆に公開されるものとする。登録官は、その旨をその適当と判断する形で登録簿に記載することができる。

規則 22 連続商標

出願が商標法第 24 条に規定する連続商標の登録に関するものである場合は、当該連続商標を構成する各商標が、規則 19 の規定に従って願書に貼付されなければならない。

規則 23 翻字及び翻訳

(1) 商標にローマ字以外の文字による語が含まれる場合は、登録官が別段の指示を行う場合を除いて、願書の裏にそのような各語についての翻訳証明の付された翻字及び翻訳が記され

なければならない。このような裏書きには、そのような語が何語に属するかが明記されなければならない。

(2) 願書に翻字及び翻訳の証明が添付される場合は、願書にその旨が裏書きされなければならない。

(3) 商標にマレーシア国語又は英語以外の言語の文字が含まれる場合は、願書に、そのような語の正確な翻訳と元の語が何語に属するかが裏書きされなければならない。

規則 24 出願の補正

願書補正の申請は、その補正が登録官による異論に応じてなされる場合かそれ以外の場合かを問わず、所定の手数料を納付して、様式 TM26 の書面で行わなければならない。

第 VI 部 商標登録出願受領時の手続

規則 25 調査

(1) 商標登録の出願がなされた場合は、登録官は、(2)又は(3)に述べる目的のために、登録商標及び出願係属商標についての調査を行うものとする。また、登録官は、登録出願認容の決定を行うまでいつでも、かかる調査を再実施することができる。ただし、かかる再実施義務を負うものではない。

(2) 商品に関する商標登録出願の場合は、(1)に規定する調査は、当該商品、当該商品と同一種類の商品、又はそれら商品と密接に関係するサービスに関して、当該登録出願商標と同一又はそれと非常に類似するため錯誤若しくは混同を生じさせる虞のある商標が既に登録されているか否かを確認するために行われるものとする。

(3) サービスに関する商標登録出願の場合は、(1)に規定する調査は、当該サービス、当該サービスと同一種類のサービス、又はそれらサービスと密接に関係する商品に関して、当該登録出願商標と同一又はそれと非常に類似するために錯誤若しくは混同を生じさせる虞のある商標が既に登録されているか否かを確認するために行われるものとする。

規則 26 登録官による認容

規則 25 に定める調査を行い、かつ、願書、並びに使用若しくは識別性の証拠、又は出願人が自発的に又は要求に応じて提出するその他の事項を審査した後に、登録官は、出願を無条件で認容するか若しくは拒絶することができ、又は登録官において相応と判断する条件、補正、修正若しくは制限を課して認容する意図のあることを表明することができる。

規則 27 登録官による拒絶

(1) 登録官が出願を拒絶する場合は、登録官は、当該拒絶を書面で出願人に通知するものとし、当該拒絶通知の受領日から 2 月以内に、出願人が拒絶理由に対する意見を書面で提出しない限り、出願は取下げられたものとみなされる。

(2) (1)に定めるところに従い出願人が書面で提出する拒絶理由に対する意見には、登録官の拒絶理由を覆す提案、条件、補正、修正又は制限を含めることができる。

(3) (1)及び(2)に定める拒絶理由に対する意見書の内容を考慮した上で、登録官が拒絶決定を維持する場合は、登録官はその旨を出願人に通知し、出願人が当該決定通知の受領日後 2 月以内に聴聞を申請しない限り、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 28 条件付き認容

(1) 登録官が何らかの条件、補正、修正又は制限を付して商標登録出願を認容しようとする場合は、登録官は、その意志を出願人に通知するものとする。

(2) (1)に定める登録官の通知を受け取ってから 2 月以内に、出願人がその通知に応答しない場合は、当該出願は取り下げられたとみなされるものとする。

(3) 出願人が、(1)の規定により登録官からなされた通知に記載される条件、補正、修正若しくは制限に異論がある場合は、出願人は、当該通知受領後 2 月以内に意見を書面で提出することができる。これを行わない場合は、出願人は当該出願を取り下げたものとみなされる。

(4) (3)の規定に従い出願人が提出した意見書の内容を検討した上で、登録官が先の決定を維

持する場合は、登録官はその旨を出願人に通知するものとし、出願人がその通知の受領日から2月以内に聴聞を申請しない場合は、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 29 登録官の決定

(1) 規則 27(3)又は規則 28(4)に規定される聴聞を行った後に下す登録官の決定は、書面を出願人に通知されるものとする。出願人がかかる決定に異論がある場合は、出願人は通知受領後2月以内に、様式 TM6 の書面により、登録官に対して、当該決定の理由及びかかる決定に至る上で登録官が依拠した資料を明示するよう要求することができる。

(2) 出願人に異論のない要求が登録官からなされている場合は、出願人は、登録官による決定理由の通知書が発せられる前にそのような要求を履行しなければならない。

(3) 本条規則に基づいて通知書が出願人に送られる日を、当該決定に対する上訴提起との関係における登録官決定の日とみなす。

第 VII 部 証明商標

規則 30 証明商標の登録出願

(1) 本規則は、通常の商標の登録出願に対して適用されると同様に、証明商標の登録出願にも適用される。ただし、出願の認容については、規則 31 に基づく出願の処理を進める権限と読み替えるものとする。

(2) 証明商標登録の出願人の住所は、本規則の下にかかる住所が必要とされるあらゆる場合について、出願人の事業所住所とする。

規則 31 事情と規約草案

(1) 証明商標の登録出願人は、願書及び証明商標使用に関する規約草案とともに、出願人がその出願の根拠とする事由を示す事情説明書を登録官に提出しなければならない。

(2) 登録官は、事情の十分さと規約草案の適切性についての自己の見解を出願人に通知することができる。これに応じて、出願人はそれらの何れについても補正を行うことができる。

(3) 登録官はいつでも、証明商標登録の出願についての決定を行う前に相応と考える証拠の提出を求めることができる。

第 VIII 部 防護商標

規則 32 防護商標の登録出願

(1) 商標法第 57 条に基づく防護商標の登録出願を行う場合は、出願人は、当該出願の根拠とする事実の全体を詳述した事情説明書で、出願人又はこれに関して登録官が承認したその他の者による法定宣言書による証明のなされたものを提出しなければならない。

(2) 出願人は、法定宣言書と共に又は登録官の認める期間内に、登録官の要求その他に応じてか否かを問わず、自己の適当と考えるその他の証拠を提出することができる。登録官は、出願についての決定を行う前に、すべての証拠を調べなければならない。

(3) (1) 及び(2)の規定に従うことを条件として、本規則は、通常の商標の登録出願に適用されるのと同様に防護商標の登録出願に適用されるものとする。ただし、かかる適用が不適当な場合、及び別段の規定が置かれる場合はこの限りでない。

第 IX 部 出願の公告

規則 33 登録出願

(1) 商標法第 27 条の規定により公告が要求され又は許可されるあらゆる商標登録出願は、登録官が指示する時期にその指示する方法で行われるものとする。これについて規則 34 の規定が適用される。

(2) (1) の規定により登録出願の公告がなされる前に、登録官は、出願人に対し通知の上、様式 TM29 の書面の提出により所定の手数料の納付を要求するものとする。出願人がかかる登録官の要求を受け取ってから 2 月以内に手数料を納付しない場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。

(3) 出願人が別の商標の登録所有者による当該出願人の商標の登録への事前同意書を提出した後にもみ登録官が当該商標の登録出願の手続を進める場合においては、「同意により」の語が公告に含まれなければならない。

規則 34 公告のための商標

出願人は、公告に供する目的で、登録官が承認若しくは指示する様式で又は出願人が相応と考える方法で登録出願商標の表示を提出するものとする。そのような表示は、公告目的との関係で登録官が要求し又は許可する寸法のものでなければならない。

規則 35 連続商標の公告

出願が、商標法第 24 条の規定されている細部において相互に相違する一群の商標に関係する場合は、登録官は、相応と認めるなら、当該出願についての公告中にそれら連続商標がどのように相互に異なっているかの説明を挿入することができる。

規則 36 修正についての公告

商標法第 28 条(9)、第 44 条(2)及び第 44 条(4)に基づく公告は登録出願についての公告に準じてなされるものとする。

第 X 部 登録に対する異議申立

規則 37 異議申立

何人も、

- (a) 商標、
- (b) 証明商標、又は
- (c) 防護商標、

の登録出願について、その官報による公告日から 2 月以内に、所定の手数料を納付し様式 TM7 の書面を提出することにより、登録官に対して登録に対する異議を申し立てることができる。このような場合は、異議申立人は同時に、その異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 38 申立の内容

- (1) 異議申立書には、出願人の商標登録に対して異議申立を提起する理由が述べられなければならない。
- (2) 商標登録の出願がなされた商標が既に登録されている商標又は現在、登録出願手続が係属している商標に類似することを理由に異議を申し立てる場合は、そのような既登録又は手続係属中の商標の番号と関係の類及び、公告が済んでいない場合を除いて、公告がなされた官報の番号が申立書において特定されなければならない。

規則 39 答弁書

- (1) 規則 38 の規定に従って提出された異議申立書の写しを受領した日から 2 月以内に、出願人は、自己がその出願の根拠とする事由及び異議申立書の中で主張されている事実で出願人が認める事由がある場合は当該事由を述べた様式 TM8 による答弁書を提出することができる。かかる答弁書を提出する場合は、出願人は同時に、その写しを異議申立人に送付しなければならない。
- (2) 答弁書が(1)の規定に従って提出されない場合は、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 40 異議申立を支持する証拠

- (1) 答弁書の写しを受領した日から 2 月以内に、異議申立人は、自己の異議申立を裏付けると考える法定宣言書としての証拠を登録官に提出し、かつ、それと同時に当該証拠の写しを出願人に送付するものとする。
- (2) (1)に規定される証拠が提出されない場合は、異議申立は取り下げられたものとみなされる。

規則 41 出願を支持する証拠

- (1) 異議申立人から送られた証拠を受領した後 2 月以内に、出願人は、出願を裏付けると考える法定宣言書としての証拠を登録官に提出し、かつ、それと同時に当該証拠の写しを異議申立人に送付するものとする。
- (2) (1)に規定される証拠が提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 42 反証

(1) 規則 41 の規定に従い出願人が送付した証拠の写しを受け取った日から 2 月以内に、異議申立人は、法定宣言書としての反証を登録官に提出することができる。この場合は、同時に、その写しを出願人に送付しなければならない。

(2) 反証は、出願人の提出した証拠に厳密に対応するものでなければならない。

規則 43 追加証拠

更なる証拠は、両当事者とも提出することはできない。ただし、登録官への手続において、登録官は、相応と認める場合はいつでも、費用負担その他についてその定める条件の下に、何れの当事者に対しても更なる証拠の提出を許すことができる。

規則 44 付随証拠

(1) 異議申立に基づく手続において証拠として提出された法定宣言書に付随証拠物が存在している場合は、当該証拠物を提出した当事者は、相手方の要求を受けたときは相手方による費用負担の条件の下に、各付随証拠物の写し又は刷物を相手方に送付するものとする。

(2) 何れの場合においても、登録官に提出された付随証拠物の現物は、局において他方当事者の検査に供されなければならない。

規則 45 期間延長

異議申立の手続中に何れかの当事者のために期間の延長が認められた場合は、登録官は、相応と判断するならばその後、その当事者に聴聞の機会を与えることなく、他方当事者に対し、所定の手数料納付を条件として、その者がその後の何らかの手段を取るための合理的な範囲の期間延長を認めるものとする。

規則 46 追加陳述書

(1) 証拠調が完了し次第、登録官は、両当事者に対して、追加の陳述書及び書類資料を提出することのできる期限を通知するものとする。

(2) (1) に述べる期限は、少なくとも、登録官による当該通知を両当事者が受領する日より 1 月後の日でなければならない。

規則 47 登録官の決定

規則 46 に基づき通知された期間の満了後できる限り速やかに、登録官は、証拠調の結果とその後提出された追加の陳述書及び書類資料を検討し、2 月以内に、書類で、両当事者に対し、出願についての決定とその決定の理由を通知するものとする。

規則 48 費用の担保

(1) 規則 37 に基づく異議申立書又は規則 39 に基づく答弁書を提出する当事者がマレーシア国内に居住せず、またマレーシア国内で事業を行ってもいない場合は、登録官は、その者に対して、自己への手続の費用に対する担保として、その相応と考える金額をその相応と考える形式によって提供するよう求めることができる。また、登録官は、異議申立に基づく手続において最終決定を下す前の如何なる段階においても、更なる担保を提出するよう要求する

ことができる。

(2) 商標法第 26 条(1)の規定に基づく商標登録出願に対して異議が申し立てられた場合は、登録官は、出願人に対して、当該異議申立に係る手続費用の担保を提供するよう要求することができる。

(3) (1)に規定する担保が要求に従って提供されない場合は、登録官は、場合に応じて、出願又は異議申立を取り下げられたものとして扱うことができる。

規則 49 争いのない場合の手続費用

異議申立に対して出願人が争わない場合は、登録官は、費用を異議申立人に負担させるか否かを決定する上で、異議を申し立てる前に当該申立人が出願人に適当な通知を与えていたなら異議申立の手続は避けられたか否かを考慮するものとする。

規則 50 証明商標に対する異議申立

(1) 証明商標の登録出願についての公告が官報でなされた日から 2 月以内に、何人も、所定の手数料を納付し、かつ様式 TM7 による書面を登録官に提出することによって当該商標登録出願に対する異議を申し立てることができる。規則 37 から規則 45 まで、規則 48 及び規則 49 の規定はこの場合の手続に適用される。

(2) 商標法第 56 条(12)に規定する異議が申し立てられた場合は、規則 46 及び規則 47 の規定も適用される。

(3) 商標法第 56 条(13)に規定する異議が申し立てられた場合は、(4)、(5)及び(6)の規定が適用される。

(4) 証拠調が完了し次第、登録官は、両当事者に対して、各当事者が聴聞を求め又は追加の陳述書若しくは書類資料を登録官に対して提出することができる期限を通知するものとする。当事者が聴聞の実施を求める場合は、その者は、所定の手数料を納付し、かつ様式 TM9 の書面を登録官に提出するものとする。

(5) (4)に述べる期限は、少なくとも、登録官による当該通知を両当事者が受領する日より 1 月後の日でなければならない。

(6) (4)及び(5)の規定に従い通知された期間の満了後、かつ当事者が聴聞を求めた場合は、その手続が完了した後できる限り速やかに、登録官は、証拠調べの結果とその後提出された追加の陳述書及び書類資料を検討し、2 月以内に、書類で、両当事者に対し、出願についての決定とその決定の理由を通知するものとする。

規則 51 登録された証明商標に関する規約の変更に対する異議申立

(1) 登録された証明商標に関して寄託された規約の変更について商標法第 56 条(14)の規定に基づき官報で公告された日から 2 月以内に、何人も、所定の手数料を納付し、かつ、様式 TM7 の書面を提出して、登録官に対し、提案された変更に対する異議を申し立てることができる。

(2) その後の手続は、規則 37 から規則 45 まで、規則 48、規則 49、及び規則 50(4)から 50(6)までの規定に従う。

第 XI 部 登録と更新

規則 52 登録簿への記入

(1) 商標登録の出願が官報で公告されてから 2 月経過後できる限り速やかに、登録官は、異議申立及びそれについての決定の結果、並びに商標法第 30 条(1)の規定に従って登録を認容された当該商標を登録簿に記入する。

(2) 商標が普通印字の 1 個若しくは複数の文字、又は普通印字の 1 個若しくは複数の語で構成されている場合、又は登録官が規則 21(2)に規定される見本若しくは複製を保有する場合を除いて、出願人は、要求があれば、願書に表示されているものとすべての点で合致しかつ規則 21(1)の規定に従うことを条件として、規則 20 の要件を満たす商標見本を提出しなければならない。

(3) 商標を登録簿に記入するについては、次の情報が盛り込まれるものとする。

(a) 登録日

(b) 登録に係る商品又はサービス

(c) 所有者の名称及び事業(所有者がパートナーシップの場合は、パートナー全員の名称)

(d) 規則 10 の下に届け出られ承認された送達宛先

(e) 所有者の行った約束の内容

(f) 登録の効果の範囲又は登録によって与えられる権利に影響を及ぼす事項、及び

(g) 登録官が個別に決定することができるその他の事項

(4) 出願人が別の商標の登録所有者又は別の登録出願人による当該出願人の商標登録への事前同意書を提出した場合にのみ登録官が出願を認容する場合においては、当該商標の記入に、それが「同意により」なされたことが記載され、かつ、かかる別の商標の登録番号又は別の登録出願の出願番号が付されなければならない。

規則 53 12 月以内に完了されない登録

(1) (2)の規定に従うことを条件として、ある商標がその商標の登録出願についての官報における公告日から 6 月以内に登録されない場合は、登録官は、その登録出願人に対してその送達宛先に宛てた書面により登録未了の通知を送ることができ、また、かかる公告日後 12 月以内に出願人の不履行により登録が完了しない場合は、出願は失効し、記録から抹消されるものとする。

(2) 登録出願された商標の登録が異議申立によって遅れ、かつ、裁判所への上訴の提起がない場合は、当該商標は登録官が定めることができる期間内に登録することができる。かかる期間内になお登録が完了されない場合は、当該出願は失効し、記録から抹消されるものとする。

(3) 本条規則の適用上、完了の要件は、所定の手数料が納付され、更に、必要な場合において、登録官が規則 52(2)に規定する商標見本を受け取った時に充足される。

規則 54 連合商標

(1) ある商標が他の商標との連合商標として登録されている場合は、登録官は、登録簿の記載において、連合商標中最初に挙げられる商標については他の各連合商標の登録番号を記載し、最初に挙げられる商標以外の各商標については、最初に挙げられる商標の登録番号を記

載する。

(2) 商標法第 22 条(2)に基づき複数の登録商標間の連合関係の解消を登録官に求める登録所有者による請求は、所定の手数料を納付し、当該申請の理由書を伴った様式 TM11 の書面を提出することによってなされるものとする。

規則 55 登録前の出願人の死亡

(1) 商標登録の出願は、

(a) 出願人が、出願後、当該商標が登録簿に記入される前に死亡し、かつ、

(b) 他の者が、当該出願人に帰属した商標についての、又はそれに関する権利を自己が有していることを登録官が満足する程度に証明する場合は、

当該出願は、(2)の規定に従うことを条件として、かかる他人の名義で進められ、規則 52 及び規則 53 の規定が、その者が当初から出願人であったと同様に適用されるものとする。

(2) (1)の規定により、ある者が係属中の出願手続において出願人の地位を承継する場合は、その者は、承継を認められる前に、所定の手数料を納付し、かつ、様式 TM26 の書面を提出するものとし、それによって規則 26 の規定が適用される。

規則 56 登録証

商標が登録された場合は、登録官は、出願人に対し、様式 TM10 の体裁の登録証を発行し、これに当該商標の見本(あれば)を貼付する。

規則 57 登録の更新

(1) 各商標について最新の登録の期間満了日の 3 月以前のいつでも、登録所有者又はその権限ある代理人は、所定の手数料を納付し、かつ様式 TM12 の書面を提出することにより商標登録の更新を申請することができる。

(2) 様式 TM12 の書面を提出する者が当該商標の登録所有者又はその権限ある代理人以外の場合である場合は、かかる者は、当該提出書面に自己の名称と住所を記入すると共に、自己に更新手続についての権限を与える登録所有者による委任状を添付しなければならない。

規則 58 更新前通知

(1) ある商標について最新の登録の期間満了日の 2 月前以後かつ 1 月前以前の間、所定の手数料を納付して様式 TM12 の書面が登録官に提出されない場合は、登録官は当該商標の登録所有者に対して書面により、登録の効力満了期日が迫っていることを通知する。

(2) かかる更新前通知は、規則 10(5)に従って送ることができる。

規則 59 満了後更新

ある商標について最新の登録の期間満了日から 1 月以内に、更新手数料が納付されていなかったが、その手数料を遅れて納付すると共に様式 TM13 の書面が提出された場合は、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することなく、更新を行うものとする。

規則 60 登録の抹消と回復

(1) 規則 59 に規定される遅れた更新手数料の納付が商標の効力満了日後 1 月以内になされな

い場合は、登録官は当該商標を、最後の登録の満了日で登録簿から抹消する。

(2) 抹消された商標について最新の登録の期間満了日後1年以内に様式TM14の書面が回復及び更新の手数料の納付を伴って提出された場合は、登録官は、相応と認める理由が存在するときはその裁量により課すことのできる条件の下に、当該抹消商標を回復し登録の更新を行うことができる。

規則 61 抹消の記録

ある商標が更新手数料の不納付を理由に登録簿から抹消された場合は、登録官は、登録簿にかかる抹消及びその理由の記入をなし、かつ、抹消の事実を官報で公告する。

規則 62 更新及び効力回復の通知と公告

ある商標について登録の更新又は登録の抹消回復と更新がなされた場合は、その旨の通知書が当該商標の登録所有者に送られると共に、官報において公告される。

第 XII 部 譲渡及び移転

規則 63 商標権承継人の記入申請

(1) 譲渡その他の権利移転により、ある者が登録商標の権利を承継した場合は、その者は、所定の手数料を納付し、かつ、様式 TM15 の書面を提出することにより、自己の権利の登録を申請するものとする。

(2) (1)に規定する申請は、前登録所有者と共同で行うことができる。

規則 64 記載すべき事項

(1) 規則 63(1)に規定する申請書には、申請人の名称及び事業所住所、申請人がパートナーシップの場合は、パートナー全員の名称を明記しなければならない。

(2) 申請人は、申請書と共に、登録官において保有されるべきものとして、申請人の権利を証明する証書(あれば)の認証謄本を提出しなければならない。

(3) 登録官はいつでも、通知書を申請人に送ることにより、認証謄本が提出された証書の原本を検査のため提出するよう要求することができる。

(4) 本条規則に基づき提出された証書の認証謄本又は原本は、公衆の検査のために公開されてはならない。

(5) 申請人が、それ自体で自己の権利を証明する書証としての証拠能力を有する証書に基づいて権利を主張していない場合は、申請人は、申請書と共に、自己が当該商標の所有者であるとの主張を理由付ける事実を全面的に記載しており当該権利が自己に譲渡され若しくは移転したことを示している陳述書を登録官に提出するものとし、かつ、登録官が要求する場合は、これら事実が法定宣言書によって証されなければならない。

規則 65 権原の証拠

登録官は、登録商標の所有者としての登録を求める何れの者に対しても、相応と判断する証拠を求め、また、更にそのような追加証拠を求めることができる。

規則 66 営業権を伴わない商標の譲渡

(1) 商品若しくはサービスに関する商標の譲渡に基づいてなされる規則 63(1)の申請書には、

(a) 当該商標が、譲渡の時点で、場合に応じ、関係の商品若しくはサービスについて使用されていたか否か、及び

(b) 当該譲渡が、関係の商品若しくはサービスの事業についての営業権の移転を伴わないでなされたか否か、

が記載されなければならない。その両者が肯定される場合は、当該商標譲渡は、有力な複数の新聞紙又は個々の場合に登録官が承認する出版物により公告されるものとし、かかる公告においては、当該譲渡が関係事業についての営業権の譲渡を伴わずになされたことが述べられなければならない。

(2) かかる公告の写しが登録官に提出されるものとし、これが提出されるまでは、譲渡の効力は生じていないものとみなされる。

規則 67 登録簿への譲渡の記入

登録官が規則 63(1)により登録申請がなされた権利の移転を認定した場合は、申請人を関係の商品又はサービスに係る当該商標の所有者と認め、次の事項を登録簿に記入する。

- (a) 新所有者の名称及び事業所住所、並びに新所有者がパートナーシップである場合は、パートナー全員の名称
- (b) 規則 10 に基づき届け出られた送達宛先、及び
- (c) 譲渡その他の権利移転の詳細

規則 68 部分的譲渡

登録商標の対象である商品若しくはサービスの分割及び分離又は市場の分割及び分離の結果、規則 63(1)の手続が取られ、複数の者が、登録番号が別々に付されるか否かを問わず、当該商標の後の所有者として別々に登録されることになった場合は、それぞれの名義でなされる各登録の各々が、商標法の適用される一切の関係において、独立の商標登録として取り扱われるものとする。

規則 69 予定される譲渡又は移転

(1) 商標法第 55 条(4)の規定に従い商標の譲渡若しくは移転についての登録官の書面による承認を得ようとする者は、その譲渡若しくは移転の内容を述べる様式 TM15 による事情陳述書 2 通、及び当該譲渡若しくは移転の効力を生じさせる証書若しくは証書草案 1 通を登録官に提出するものとする。

(2) 登録官は、その必要と考える証拠又は更なる情報を要求し、また提出された事情陳述書について関係する一切の事情が含まれるよう又は法定宣言書による証明のなされたものとするよう修正を求めることができる。事情陳述書が修正された場合は、その最終的な形における 2 通が提出されるものとする。

(3) 登録官は、一切の事情を考慮して、譲渡若しくは移転された又は譲渡若しくは移転を予定される権利の行使としての当該商標の使用が公共の利益に適うか否かを判断し、その判断の結果に従い、書面により承認若しくは不承認の通知を与えるものとする。登録官は、かかる通知に、最終形における事情陳述書の写しを同封する。

第 XIII 部 登録簿の変更

規則 70 住所の変更

- (1) ある商標の登録所有者又は登録使用者について、
- (a) その事業所住所が変わるか、又は
- (b) 登録簿に記入された送達宛先が、もはやその宛先が使われなくなったこと又はその他の理由により、適切でなくなり、
- その結果として、登録簿の記入が変更されるべき場合は、かかる登録所有者又は登録使用者は、ただちに、TM16 又は TM1 の何れか適正な様式を使用して、登録官に登録簿の住所を変更するよう求めるものとする。
- (2) (1)の規定による請求を所定の手数料とともに受けた場合は、登録官は、かかる変更があったと認めるなら、その請求に従い登録簿の記載を変更するものとする。
- (3) ある商標の登録所有者又は登録使用者に関して、その登録された事業所住所又は送達宛先が局の措置により変更されたが変更となった住所が従来の場所を示すものである場合は、かかる所有者又は使用者は、様式 TM16 又は様式 TM1 の何れか適切な方を使用し、かつ当該局の発行した住所表示変更証書を添付して、登録官に登録簿の住所記載の変更を求めることができる。かかる請求により、登録官は、その事実が存在したと認めるなら、手数料の納付義務を課すことなく、登録簿の当該住所の記載を変更する。
- (4) ある者の住所が、複数の登録所有者又は登録使用者、又は複数の登録商標についての送達宛先となっている場合は、その者は、適正に変更の記載がなされた単一の様式 TM1 の書面を提出して、関係の各記入について変更するよう登録官に請求することができる。登録官は変更住所が請求人の住所であり、かつ規則 10 の要件が満たされていると認める場合は、請求に応じ、変更を求める記入ごとに所定の手数料が支払われることを条件として(かかる請求が(3)の状況の下になされる場合はこの限りでない)、登録簿を変更するものとする。

規則 71 登録所有者又は登録使用者による記入、その抹消若しくは変更の請求

- (1) 規則 70 の規定に従うことを条件として、登録簿への記入又はその抹消若しくは変更を求める商標法第 43 条に基づく登録官への請求は、所定の手数料を納付し、かつ、場合に応じ TM17、TM18 又は TM19 の何れかの様式の書面を提出して行うものとする。
- (2) (1)に規定する請求を行うには、当該請求に係る請求人の利害の性質、請求を理由付ける事実、及びその求める救済を明記した陳述書を添付しなければならない。
- (3) 請求が、当該商標の登録所有者以外の者によってなされる場合は、その請求人はただちに、請求書及び前項に規定する陳述書の写しを登録簿に記入された登録所有者の事業所住所宛てに送付し、その登録簿に記入された送達宛先が別の宛先になっている場合は、かかる宛先にもそれら写しを送付するものとする。
- (4) 特別の必要がある場合は、登録官は、(2)に規定する陳述書について法定宣言書で証明するよう求めることができる。

規則 72 変更の証拠

登録官は、規則 71 に基づく請求を行う者に対し、請求のなされる事情について、法定宣言書又はその他登録官が相応と判断する証拠を提出するよう求めることができる。

規則 73 一定の場合における公告

規則 71 に基づき権利の部分放棄又は覚書の記入を求める様式 TM19 による請求について決定を下す前に、登録官は当該請求を官報によって公告するものとする。かかる請求について異議申立を望む者は、公告日から 2 月以内に、理由を記載した書面を提出することにより当該記入について異議を申し立てることができる。

規則 74 裁判所への申立

商標法に基づき、裁判所への申立を行った場合は、申立人は、申立書の写しを局に提出するものとする。

規則 75 裁判所の命令

(1) 商標法に基づく何らかの事案について裁判所の命令がなされた場合は、自己の有利に命令が発された者又はかかる者が複数名存在するときはその内の登録官が指定する 1 名が、当該命令の認証謄本及び、当該命令により登録簿の修正若しくは変更が要求されている場合は、様式 TM28 の書面(所定手数料の納付を要する)を登録官に提出しなければならない。

(2) かかる提出を受けた登録官は、適切と認める場合は、命令の内容に従い登録簿の記載を修正若しくは変更するものとする。

(3) 商標法に基づき裁判所が発した命令が公告されるべきものと登録官が判断する場合は、かかる命令は官報で公告することができる。

規則 76 有効性証書

(1) 商標法第 61 条の規定に基づき裁判所が登録商標の有効性についての証明を行った場合は、当該商標の登録所有者は、所定の手数料を納付し、様式 TM20 の請求書及び当該証明の認証謄本を提出して、登録官に対し、有効性証書が付与された旨を登録簿の記入に付記するよう求めることができる。

(2) 証明書発行に係る手続が、前項の請求書において特定されなければならない。

(3) (1) に基づき提出された請求書を受理した場合は、登録官は、請求に応じて登録簿へ付記を記入し、かつ、それを官報において公告する。

規則 77 登録商標の変更

(1) 登録商標への付加又はその変更を求める商標法第 44 条に基づく請求は、所定の手数料を納付し、付加若しくは変更後の当該商標を表示し、様式 TM21 の書面を提出してなされるものとする。

(2) 変更後の商標の表示については、規則 21 の規定に従うことを条件として、規則 20 によりなされるものとする。

規則 78 決定前の公告

(1) 登録官は、規則 77 に基づきなされた請求の可否を検討し、録官において適切と判断する場合は、決定を行う前に当該請求を官報において公告するものとする。

(2) 登録官が商標法第 44 条(1)に基づいてなされた請求を官報で公告した場合は、かかる公告後 2 月以内に、当該請求に異議申立を望む者は、所定の手数料及び異議申立の理由を添付

した様式 TM22 の書面を提出して請求に対する異議を申し立てることができる。

(3) 規則 37 から規則 45 まで及び規則 50(4), (5) 及び(6)の規定は, 状況に応じて必要となる修正を加えて, その後の手続に適用される。

(4) (2)の規定に基づく異議が申し立てられたが登録官が請求を認容する決定をした場合は, 登録官はその決定に従い, 登録簿中の商標への付加又はその変更を行うものとする。

規則 79 変更された商標の公告

規則 34 の規定は, 規則 78 に基づく一切の公告について適用される。

第 XIV 部 登録使用者

規則 80 登録使用者の記入請求

- (1) 商標法第 48 条の規定に基づきなされる登録商標の使用人の登録請求は、当該商標の登録所有者が、登録官に対して、所定の手数料を納付し、様式 TM23 の書面を提出して行うものとする。
- (2) 1 個の登録商標について複数の使用人の登録を求めるには、それぞれの使用人について各別の請求がなされなければならない。
- (3) 本条規則に基づく各請求には、規則 34 に従った登録商標の表示を伴わなければならない。

規則 81 登録使用者の記入

- (1) 登録官は、規則 80 に基づく請求がなされた商標の登録所有者及び登録使用者に対して、その使用人の登録について書面で通知するものとし、更に登録官において適当と考える場合は、官報において公告を行うことができる。
- (2) 規則 80 に基づき適正に請求がなされた日が、登録簿の記入に商標使用者として記載されている者がそのような登録を受けた日とみなされるものとする。

規則 82 登録使用者の記入の変更と抹消

- (1) 商標法第 49 条の規定に基づき商標使用者の登録の変更又は抹消を求める登録商標所有者の請求は、所定の手数料を納付し、様式 TM24 の書面を提出してなされるものとする。
- (2) 本条規則に規定する請求には当該登録商標の表示を伴うものとし、これについては、規則 34 の規定が適用される。
- (3) 使用人の登録の変更若しくは抹消が複数の使用人に係る場合は、それぞれの使用人について各別の請求書が提出されるものとする。
- (4) 登録官が請求を認容する場合は、請求された内容に従い関係の登録使用者に関する登録簿の記入を、場合に応じ、変更又は抹消する。
- (5) 登録官は、当該商標の登録所有者にその下した登録の変更又は抹消の決定を通知し、かつ、登録官において適当と考える場合は、その決定を官報で公告することができる。

規則 83 登録の効力満了と抹消

- (1) 商標法第 48 条(2)(e)の規定の下に、登録使用者の登録が一定の期間を限ってなされ、かつ、その期間が関係商標の最新の登録の効力満了前に満了する場合は、登録官は、かかる使用人の登録の効力満了時にその記入を抹消することができる。
- (2) 登録使用者の記入が当該商標の登録所有者の要求以外の理由により抹消又は変更された場合は、登録官は、かかる抹消若しくは変更を登録所有者及びその許諾使用に影響を受ける登録使用者に書面で通知すると共に、その抹消若しくは変更を官報において公告する。

第 XIVA 部 輸入規制

規則 83A 偽造商標商品の輸入の差止

(1) 偽造商標商品のマレーシア国内への輸入の差止を求める商標所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人による商標法第 70D 条に基づく登録官への請求は、所定の手数料を納付し、様式 TM30 の書面を提出してなされるものとする。この場合は、宣誓供述書 1 通及び請求書 5 通を提出しなければならない。

(2) 請求は商標ごとになされなければならない、かつ、偽造商標商品が輸入されようとしている日、時及び場所を明記しなければならない。

(3) (1)において要求される宣誓供述書には、請求人は偽造された商標の所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人であること、当該商標の登録番号、商標の表示、当該商標についての請求人の利害関係(あれば)が述べられなければならない。

第 XV 部 補充規定

規則 84 期間の延長

(1) 商標法において又は規則 53, 規則 60(1)若しくは規則 86(2)によって規定される場合を除き, 特定の事案において, 本規則の下にある行為を行い又はある手続措置を取るための期間を延長するべきであると登録官が判断する場合は, 登録官は, 他の当事者に通知を与えて, その定める条件の下にその期間を延長することができる。かかる期間の延長は, 当該行為若しくは手続のための期間が経過した後にも行うことができる。

(2) (1)による期間延長を求めするためには, 所定の手数料を納付し, かつ, 登録官が期間延長を認めるべきか否かの判断を可能とする程度に事情の詳細を記載した様式 TM27 の書面を提出して行うものとする。

(3) 当事者系の手続において期間の延長が求められる場合は, 期間延長を求める当事者は, 登録官に対する請求書を提出すると同時に, 当該時点において手続当事者となっている他のすべての者に, 当該請求書の写しを送付するものとする。

(4) (3)に定める請求書の写しを受け取った各当事者は, その受領から 14 日以内に, 登録官に対し期間延長についての自己の意見を述べることができ, かかる期間内に意見書が送られない場合は, その者は登録官の行う期間延長に同意したとみなされるものとする。

(5) 登録官は, (3)に該当する場合において期間延長を認めるか否かを決定するにつき, 期間延長請求書に記載された事情及び他の手続当事者から提出された意見を考慮するものとする。登録官は, 請求に対する決定書の写しを, 請求人及び(3)にいう他のすべての手続当事者に送付しなければならない。

規則 85 非就業日

(1) 次の日は, 商標法及び本規則の適用に係る一切の行為及び手続を行うことができない非就業日とする。

(a) 日曜日

(b) 国民の休日と定められた一切の日

(c) 局において公に掲示されている通知において非就業日と定められている一切の日

(2) 商標法又は本規則の中で局において行為若しくは手続を行う期間として定められる期間の最終日が非就業日に当たる場合は, かかる非就業日の後の最初の就業日に当該行為若しくは手続を行うことができる。

規則 86 聴聞の請求

(1) 商標法又は本規則によって登録官に与えられている裁量権を商標登録出願人又は登録所有者に不利に行使する場合は, かかる者の要求があれば, 登録官は当該決定を行う前にその者に対して聴聞を行わなければならない。

(2) (1)に規定する聴聞の要求は, 登録官が裁量権に基づく決定を行う意図を有することを伝えられた日後 2 月以内に, 登録官に対してなされなければならない。

(3) 裁量権の行使としての登録官の決定は, 関係当事者に通知されるものとする。

規則 87 証拠提出の免除

本規則の下に、何人かがある行為を行うことを要求され又は何らかの書類若しくは証拠の提出が要求され、かつ、止むを得ない理由によりかかる者が当該行為を行うことができない又はかかる書類若しくは証拠を提出することができないと認められる場合は、登録官は、他の証拠の提出その他登録官において定める条件の下に、当該行為の実行又は当該書類若しくは証拠の提出を免除することができる。

規則 88 書類の補正

手続において登録官に提出された書類又は図面若しくは商標の誤りは、登録官において適当と判断する場合は、補正することが認められ、また、局に対する若しくは局における手続における不備は登録官の指示することのある条件の下に修正することができる。

規則 89 登録官による証明書

(1) (2)の規定に従うことを条件として、何人も、商標法第 30 条(2)に基づき発行される登録証を除き、所定の手数料を納付し様式 TM25 の書面を提出することにより、登録官に対して、登録官が商標法若しくは本規則の下に作成し又は行うことを授權され又は要求されている記入、事項又は事柄に関する証明書を発行するよう求めることができる。

(2) (1)に基づく証明書発行の前に、登録官は適当と認める場合は、証明書の発行を求める者に対して、当該の記入、事項又は事柄に関する同人の利害関係を登録官に対して証明するよう求めることができる。かかる証明がなされない場合は、登録官は、求められた証明書の発行を拒否することができる。

(3) 登録官は、証明書の発行を求める者がその目的に適った商標の写しを提出しない限り、本条規則により発行される証明書に商標の写しを含める義務を負わない。

規則 90 法定宣言書

(1) 商標法又は本規則の下に要求され又はそれらに基づく手続において使用される法定宣言書は、次のように作成され署名されなければならない。

(a) マレーシア国内においては、1960 年法定宣言書法の規定に従い、

(b) 世界の他の場所においては、裁判所、裁判官、治安判事、行政長官、公証人、その他法手続において宣誓を行わせる法律上の権限を与えられている者の面前で

(2) 宣誓を行わせる権限を有する者として(1)に述べる者の署名又は印章が付され、押され若しくは記された書類と認められるものは、宣誓を行わせる者の署名若しくは印章の真正性又はその者の当該権限の存在についての証拠を要求することなく採用することができる。

第 XVI 部 廃止及び移行規定

規則 91 廃止

1983 年商標規則は、本規則の施行により廃止される。

規則 92 適用除外

(1) 本規則は、廃止された規則の下に作成され本規則の施行前に提出された出願に対しては適用されず、この関係においては、1983 年商標規則は廃止されなかったものとみなされる。

(2) 登録官は、(1)に規定する出願について、廃止された規則の適用を害さない限りにおいて、本規則の規定に適合させるために相当と考える指示を与えることができる。

(3) 疑義を避けるために、本規則の施行前になされた登録官の商標登録出願、商標登録更新、登録使用者としての登録又は登録済み商標に関する指示は、商標法第 31 条(2)(c)、第 32 条(1)、第 41 条、第 49 条(3)及び第 70A 条の規定に影響しないことを明記する。